

～ 巻頭言 ～



「法整備支援」への眼差し

慶應義塾大学大学院法務研究科教授

松尾 弘

ロー・スクールで「開発法学」を開講して8年、法律学の中でも学際的領域の一つといえるこの科目に、司法試験科目との両立に奮闘しながら、多様なバックグラウンドをもつ学生たちが参加してきた。その一人である未修者コースのO君は、人類学専攻の大学院を修了した研究者の卵である。ある日、「やっぱり、私にはオソロシイことに思えるんですね、無邪気に途上国で大きな『制度』をつくることを夢みる学生たちを見ていると。たしかに、民族間の虐殺行為などが頻発するローカルでは、やはり一定の『制度的』担保として人権を考えずにはいられない、というのは分かるんです。でもそれは、ローカルの細やかな権力構造に配慮したものであってもいいはずですよ。けっして『遅れている』から『制度』が必要なんじゃないですよ」という真摯な疑問を投げかけてきた。

この「オソロシイ」という直感は、少なくとも三つの意味で正しいと、私は思う。第一に、制度改革支援の背後にある隠れた力を知らずに乗せられているかも知れない「恐れ」である。例えば、1997年のアジア金融危機に至る国際金融機関による自由化への制度改革支援に対しても、支援側の新自由主義者による陰謀説があった。

第二に、本当は人為的に操作できるはずもない制度を操作可能と考えることへの「恐れ」である。制

度は、実は人間行動の不確実性を減らして社会を安定化させるために工夫されたものであるから、容易に変わらないことがむしろその本質といえる。アフガニスタン、イラクでは既存の政権を打倒して抜本的法改革によるゼロからの国づくりを始めたが、全体の状況が好転しているという評価は聞かない。

第三に、特定の規範体系に立脚した法改革の敢行が伝統的な価値に基づく規範体系を破壊してしまうことへの「怖れ」である。深刻なのは、西洋スタイルの法改革が、ムスリム等が尊重し、維持してきた伝統的・宗教的な価値観をも破壊してしまうのではないか、という根本的な「恐怖」である。これらの疑問に対し、はたしてどのように答えられるだろうか。

第一の惧れに対しては、むしろそれは当然ありうることと冷静に受け止めたうえで、制度改革がけっして誰かが勝つか負けるかのゼロサム・ゲームではなく、より多くの人々の利益に配慮した法整備が、長い目で見れば、プラスサム・ゲームになるという視点から、関係者に対案を具体的に提示し、粘り強く説得してゆくことにより、徐々に克服できるかも知れない。

第二の畏れに対しても、最近の法整備支援では、既存のインフォーマルな制度を否定するのではなく、それを使いながら、古い器に新しい中味を盛るよう

に、既存の制度と調整しながら、バランスに配慮した漸進的な改革手法を工夫する手法が普及してきている。多くの学生たちも、制度を簡単に作ったり、変えたりできると楽観しているわけではないであろうし、ローカルな権力構造に配慮した法整備支援という点では、日本の法整備支援は、国際人権やそれに関する条約を盾にラディカルな制度変更を迫る欧米ドナーや国際機関と現地政府との仲介役を果たしていることも、私自身経験している。

しかし、最も難しいのは、そしておそらくO君の疑問の根底にあるのは、第三の怖れである。それは、発展のための法改革そのものの必要性すら懐疑的にみる見解にまで通じているように思われる。アメリカの著名な日本研究者F・アップムは、「日本の法整備の経験を参考にすることには、あまり意味がないだろう。なぜなら、日本人の生活はほとんど法に影響されておらず、法は多くの日本人にとって重要視されておらず、紛争解決の手段としても評価されていないし、日本経済〔急成長〕は、法律の規制によって邪魔されない強力な官僚によって支配されてきたからである」という見解を積極的に紹介している。法に代わるインフォーマルな制度によって「法がなくてもやっていける」という法懐疑論は、徐々に拡大しているようにも感じられる。これに対しては、法整備支援の「法」が一体何を意味するのか、それはどのような規範体系に根差しているのかを分析し、開示する必要がある。その全体像を知ったうえで、それを全部または一部採用するか、それに代わる別のルール体系でやってゆくかは、各国が主体的に判断すべきである。おそらく現代の法整備支援では、所有権を中核概念とする諸権利の体系としての法が一般化していると考えられるから、権利の体系としての法を、ムスリム、その他の規範体系に属する人々がどうみることが、焦点になるであろう。

はたしてO君の疑問は、これである程度は解消されたのだろうか。まだまだ根本的な疑問が残るかも知れない。そもそも人間行動の多様性をありのままに

理解しようとする人類学的な目線からみると、特定のルールを人間行動に当てはめて一定範囲に枠づけるかに見える法律は、かなり遠い存在に見えるだろう。「ところで、君はどのようにして人類学やろうと思ったの」。私のこの質問に対し、O君は人類学者E・プリチャードが関心を寄せたヌア一族の言い回し「双子は鳥である」という論理思考を例に、「科学が不在な世界に認知的秩序がどのように維持されているのか」、「教会が不在な世界に精神的秩序がどのように維持されているのか」、「西洋人が真に人間らしい生活の土台とみなしているものが、西歐的諸制度の助けを借りることなしにどうして存在しているのか」という問題意識への共感を挙げた。人類社会には、相互に理解が容易でないが、独自の論理思考が、数多く併存している。それは、その一端を知った者を魅惑する知的関心の源泉であるに違いない。「先生、知ってますか。今では北極圏のイヌイットも携帯電話使ってるんですよ。私はもっと原始的な生活スタイル想像しちゃってたんですけど、こういう思考様式がダメなんだよなあって。途上国の人々は貧しい、だから助けてやらなきゃ、…っていう発想も」。

他者を自分の枠に単純に当てはめず、その前に相手をよく見るというO君の姿勢に、私は強く共感する。しかし、それと同時に、他人の痛みをあたかも自分の痛みであるかのように感じるという傾向が、深く人間本性に根差している事実も看過すべきではないだろう。他者を自分に置き換えて考えてみるという思考、それによる互惠的利他行動、協利行動の成立が、500~600万年前に人類の祖先をチンパンジーの祖先と分岐させたという進化生物学の分析もある。考えてみれば、人々が家族、地域社会、民族、国家を超えて、まったく系統の違う民族と、一定のコミュニケーションができるというのも、不思議な現象である。少なくとも、自分が属するコミュニティとは別のコミュニティの人々の生き方に関心を持ち、両者を取り込んだより大きなコミュニティで自分が生きることを想像することにも、私たちは寛容

な眼差しを向けるべきであろう。

「日本はなぜ法整備支援をすべきか」、今年度の開発法学の期末試験で問うてみた。その際、「以下①～④のいずれかの立場を選択し、その理由を述べなさい。どの立場を選択したかで有利・不利はないものとする」とした。興味深かったのは、第一に、①日本企業の海外進出に有利な制度環境をつくる、②東アジア共同体の形成を促す共通ルールをつくる、③グローバル・ガバナンスの基盤を構築する、④国内の震災対応に目途がつくまで法整備支援は凍結または縮小すべきであるという趣旨の選択肢のうち、各支持がほぼ拮抗していた点である。また、第二に、前記③の理由として、日本は食糧も産業の原材料も労働力も多くを海外に依存しているから、国際平和の維持が何より不可欠だという説明が多かった点である。もっとも、この③の理由説明は①の拡大バージョンで、本質的には①の論拠の域を出ていない。むしろ、③に固有の論拠は、私たちが相互に直接に経済関係をもたない国々も含め、人々が各国に居ながらにして日々グローバルなコミュニティに生きている現象の内実の説明にある。しかも、この特殊なコミュニティは所与のものではなく、人々がそれをどのように想像し、どのような協力行動をとるか、その主体的なヴィジョンとコミットによる創造的実践に依存する動的なものである。しかし、それは、法整備支援の根底にある理念として、真剣な考慮に値すると、私は考える。

お互いの、時には対極の考え方を徹底して理解しようとする中で、各々の立場の意義も限界も課題も見えてくる。法整備支援に対しても様々な見方が併存し続けるであろうが、お互いの立場を率直に開示しつつ、相手を自分の枠に当てはめず、最大限理解しようとする眼差しをもっていたいと思う。